

## 第5回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

1 日 時 令和3年8月5日(木) 9時00分～11時32分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 3名  
労働者代表委員 3名  
使用者代表委員 3名

### 4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) その他

### 5 議事概要

- (1) 使用者側から新型コロナウイルス感染症拡大の現況を踏まえ、山口県最低賃金の効力発生日を、国が行う中小企業への各種支援策の効果が表れるまで、遅らせるべきであるとの主張がされた。
- (2) 山口県最低賃金の効力発生日(10月1日)について、労使双方の主張が平行線であり、隔たりが埋まらないため、公益委員見解の採決を行ったところ、賛成多数により承認された。
- (3) 生活保護と最低賃金との比較については、第1回専門部会の中で問題がないことが確認されたため、山口地方最低賃金審議会へ報告することが了承された。
- (4) 今後の山口地方最低賃金審議会の日程について、事務局から説明を行った。

令和3年度

第5回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会

令和3年8月5日(木)9:00分から  
山口地方合同庁舎2号館5階共用第一会議室

議 題

- 1 金額審議について
- 2 その他